

長病医第296号  
令和8年3月6日

長浜市議会議長 伊藤 喜久雄 様

長浜市病院事業管理者 高折 恭一  
(公印省略)

令和8年度徴収計画について

このことについて、長浜市債権管理条例（平成25年条例第26号）第6条第2項の規定に基づき、別紙のとおり徴収計画を策定しましたので、同条第3項の規定により提出します。

# 令和8年度徴収計画

## 地方公営企業会計

債権名	所管	区分	目標収納率	未収額の見込 【千円】	参考)前年度 未収額の見込 【千円】	不納欠損額 見込 【千円】	滞納処分・強制 執行・法的措置 等見込【件】	各所管における取組
病院診療費等(長浜病院)	市立長浜病院医事課	現年度分	95.7%	118,785	123,079	6,100	1	債権者に対して、お知らせ、督促状の送付を行い、支払いのない場合は弁護士委託する。 弁護士委託する前に債務者に対して電話催促を適宜実施する。 外来受診時、債権者への分納を踏まえた督促を実施する。 居所調査のうえ、居所判明した債務者に対し、訪問徴収・分納計画の作成を行う。
		滞納繰越分	46.7%					
病院診療費等(湖北病院)	長浜市立湖北病院医事課	現年度分	96.0%	10,340	11,428	532	0	未収金発生からの段階的な対応(通知、督促、催告、電話、弁護士委託)を徹底しています。 また、高額となる入院費の未収は、早期の段階で家族と面談を実施し、社会福祉士と協力し、利用可能な制度等の申請を促すとともに、分納誓約書を取り交わし、未収金の抑制及び早期回収に努めています。
		滞納繰越分	86.7%					
合 計				129,125	134,507	6,632	1	